

一般用医薬品としての緊急避妊薬の販売に係る 医療機関との包括連携方法について



緊急避妊薬が一般用医薬品として販売承認され、今年度末には販売される見込みとなりました。今般、厚生労働省から緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業（以下、「薬局等」という。）には、e-ラーニングの受講と近隣の産婦人科医等との連携等が求められており、連携方法として薬剤師会と医師会が個々に作成したリストを交換することによって包括的に連携する方法と薬局が医療機関と個別に連携し書類を作成する方法が示されました。

そこで、本会では、一般社団法人埼玉県医師会に包括的な連携体制の構築について協力を依頼するとともに、本会が取りまとめた薬局等のリストをパスワードにより閲覧できるよう本会ホームページに掲載することとしました。

つきましては、一般用医薬品としての緊急避妊薬を販売する予定で、包括連携を希望する薬局・店舗販売業は、下記のとおりお手続きください。

なお、この名簿は、医師会との連携のためのものです。厚生労働省に登録申請する研修修了薬剤師一覧とは、別ものですのでご注意ください。

記

- 1 包括連携を希望する薬局・店舗販売業は、Google フォームに店舗ごとに名簿の登録をしてください。

<https://forms.gle/7MePzq7kXGE52jrv9>

※ 入力の際は、研修修了証発行番号が必要です。

※ 一般用医薬品の緊急避妊薬の販売には、日本薬剤師研修センターが実施する e-ラーニングの受講が必須です。（本会または他都道府県薬が実施した研修会は、緊急避妊薬のオンライン診療に伴う調剤のためのものです。）



- 2 薬局等リストの作成に当たり、会員非会員を問わず薬局等 1 店舗につき初回掲載料 1,000 円（税別）、変更登録料 1 回につき 2,000 円（税別）とし、年度末に徴収をします。

- 3 第 1 回目の登録期限を 11 月末とします。この後、名簿を作成し 12 月 10 日頃までに、閲覧用のパスワードをメールで送付します。このメールをもって本会から薬局等リスト掲載完了の通知とします。

12 月 1 日以降の新規登録、変更登録は、毎月 20 日締め、翌月 1 日の更新とします。

（1 日が土日休日年末年始ほか本会休業日の場合は、翌営業日とします。）12 月以降、正式に本会ホームページに掲載する間の新規、更新の名簿の登録内容の確認については、翌月の 10 日頃から 1 週間とすることとしますが、詳細は本会がお送りするメール（掲載完了通知）及び本会 HP（掲載用 HP は、12 月 10 日頃アップ予定）でご確認ください。

- 4 名簿の正式掲載は、緊急避妊薬を販売する期日の 1 週間前を目途とします。薬局等リスト及び医療機関リストの本会 HP への掲載により、リストの共有が図られ連携体制が構築されたこととなります。なお、医療機関リストの掲載方法については埼玉県医師会と協議をしていますので変更の可能性があります、その結果につきましては、本会 HP で御連絡します。

- 5 県薬剤師会と県医師会の包括的な連携ではなく、薬局等が医療機関と個別に連携をする場合は、令和 7 年 10 月 28 日付け医薬総発 1028 第 1 号、医薬薬審発 1028 第 1 号厚生労働省医薬局総務課長、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長連名文書「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」に連携構築に係る文書が参考様式別添として示されていますので、当該文書により対応してください。

以上